# 令和5年度第3回鹿児島海区漁業調整委員会

# 議事録

- 1 日程等
- (1) 日 時 令和5年8月7日(月)午後2時30分から午後4時40分まで
- (2) 場 所 県庁18階 特別会議室
- (3) 出席者 次のとおり
- 2 議事内容及び結果
- (1) 鹿児島県資源管理方針の変更について (諮問)
  - ⇒ 原案の通り変更することを適当とする旨答申することを決定。
- (2) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について (諮問)
  - ⇒ 原案の通り制限措置等を定めることを適当とする旨答申することを決 定。
- (3) 漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許について (諮問)
  - ⇒ 原案の通り全ての申請に免許することを適当とする旨答申することを決 定。
- (4) 稚うなぎ漁業に係る取扱方針の改正について(協議)
  - ⇒ 原案の通り改正することを承認。
- (5) 八代海の機船船びき網の操業区域に係る熊本県の説明について(報告)
  - ⇒ 両県の委員会での協議の実施について、当海区漁業調整委員会から熊本県へ要請文書を発出し、期限を定めて回答をもらうこととした。

# 令和5年度 第3回鹿児島海区漁業調整委員会

日時:令和5年8月7日(月) 午後2時30分~

| 日時:令和5年8月7日(月) 午後2時30分~ |                                       |         |
|-------------------------|---------------------------------------|---------|
| 区分                      | 氏 名                                   | 出欠      |
| 漁                       | 〈会長〉                                  |         |
|                         | 阿久根 金也                                | 0       |
| 業                       | 川畑 三郎                                 | 0       |
| 者                       | 楠田 勇二                                 | 0       |
| ·<br>※A                 | 小﨑 春海                                 | 0       |
| 漁                       | 迫田 洋則                                 | 0       |
| 業                       | 重信 雅彦                                 | 0       |
| 従<br>事                  | 田村 眞一                                 | 0       |
| 者                       | 野村 敬司                                 | 0       |
|                         | 〈会長職務代理者第2位〉                          |         |
| 学                       | 柳原 重臣                                 | $\circ$ |
| 識                       | 佐野 雅昭                                 | 0       |
| 経験                      | 西一樹                                   | 0       |
| 中                       | 肥後 正司                                 | 0       |
|                         | 前田 圭子                                 | 0       |
| 立                       | 前田 祝成                                 | 0       |
|                         | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 1.4     |
|                         | 出席<br>欠席                              | 14<br>0 |
|                         | <事務局等>                                | -       |
|                         | 職 名                                   | 氏名      |
|                         | 事務局長(資源管理監)                           | 脇田 敏夫   |
|                         | 事務局次長(技術主幹兼漁業調整係長)                    | 森永 法政   |
|                         | 事務局書記(主査)                             | 上今 達矢   |
|                         | 水産振興課漁業調整係 技術専門員                      | 村田 圭助   |
|                         | 水産振興課漁業調整係 水産技師                       | 山神 諒平   |
|                         | 水産振興課漁業監理係 技術主査                       | 保科 圭佑   |

# -令和5年8月7日(月)午後2時30分開会-

## 【開会】

#### ○脇田事務局長

皆さんこんにちは。それでは定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第3回 鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員14名中14名の出席をいただいており、漁業法第145条第1項の規定に定めます定足数を満たしてございますので、本委員会は成立してございます。

それでは議事に入らせていただきますが、はじめに事務局よりお知らせがございます。 本日は傍聴を希望される方から事前に連絡がございましたので、傍聴に関する手続等に つきまして事務局からご説明させていただきたいと思います。委員会の委員の皆様の了 承をいただいた後に、会議を進行したいと考えていますので、よろしくお願いします。 それでは、傍聴の説明でございます。

まず、傍聴の規定についてですが、本委員会では傍聴に関する規定は定められていないために、県議会の傍聴規程を参考に、手続を進めて参ります。

本委員会は漁業法に基づき公開となっており、傍聴は自由ですが、傍聴手続は県議会規則等により、傍聴人の説明内容については次の通りといたします。

1つ目ですけど、傍聴人は、傍聴者の住所氏名を名簿に記載していただきます。

傍聴については傍聴席で行います。傍聴は静粛に行い、次の事項を遵守することとします。

まず、傍聴人は録音や写真の撮影につきましては、後に議事録を公表することから、 当委員会では不許可といたします。

2つ目ですけども、傍聴人は、議長の指示に従い傍聴することになりますが、指示に 従わないときには、議長の判断で退場させることが可能となります。

なお、本傍聴を希望された方は、議事の途中から入室予定と聞いております。

したがいまして, ただいまご説明申し上げたことにつきましては, 事務局職員が, 会議室外で説明の上, 傍聴人の了解を得た上で入室させることといたします。以上でございます

よろしければ、次に注意事項を説明させていただいてよろしいですか。

それでは、いつものことでございますけども、注意事項です。発言をする場合には、 挙手の上、議長の了承があった後にマイクがお手元に届いてからお願いいたします。 それでは、議長に挨拶と議事の進行をお願いいたします。

#### ○阿久根議長

皆さんこんにちは。迷走する台風がねらい撃ちみたいに東シナ海を通り、漁業者、水産振興に携わる方は長期にわたって出漁もできず、養殖業者さんも心配をされていることと思います。くれぐれも事故がないことを祈りながら、本日の議事を進めていきたいので、よろしくお願いします。

#### 【議事録署名者の指名】

# ○阿久根議長

議事に入る前に、私から議録署名者を指名するということでよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

## ○阿久根議長

それでは、今回は楠田委員と柳原委員にお願いいたします。今日は議事がたくさんあ

りますし、傍聴人も来るということですので、速やかに説明が行われ、速やかな審議が行われるようお願いいたします。

## 【議題1:鹿児島県資源管理方針の変更について(諮問)】

#### ○阿久根議長

まず、議題1は鹿児島県資源管理方針の変更についてです。これは諮問事項です。県 執行部からの説明をお願いいたします。

#### 〇水產振興課(保科技術主查)

はい。それでは資料1に基づきまして、説明いたします。座って説明させていただきます。

鹿児島県資源管理方針の変更についてということで、資料1を1枚めくっていただいて1ページ目に諮問文をつけておりますので読み上げます。

## (諮問文)

水 振 第 3 4 8 号 令和 5 年 7 月 27 日 (水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

## 鹿児島県資源管理方針の変更について (諮問)

このことについて、別案のとおり鹿児島県資源管理方針を変更したいので、漁業法第 14条第4項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

#### ○保科技術主査

それでは2ページ目をお願いいたします。

まず,この資源管理方針の変更とは何かというところなんですが,なぜ変更しないといけないのかというところです。

この資源管理方針というのは、平成30年12月の漁業法改正に伴いまして、現在の県資源管理指針に基づく資源管理計画というものを、令和5年度末までに県の資源管理方針に基づく資源管理協定というものに変更する必要が生じたというものになります。

今,申し上げた資源管理計画というのは,各漁協さんが自主的な資源管理の取組を記載したものですが,この資源管理計画の参加・履行,そして,この漁業共済に加入することで,漁業収入安定対策事業の支援を受けるというような制度ができております。

これについては、計画から協定へ名前が変わった後も扱いは同様です。

この協定については、県が定める県資源管理方針というものに載っている魚種を記載するというものになっておりますので、この資源管理方針の方に魚種をどんどん追加していかないといけないというものになります。

現在、この資源管理方針には特定水産資源、いわゆるTACで管理されているアジ、サバ、イワシ、スルメイカ、クロマグロしか載っていないんですが、これ以外のものをどんどん追記するという変更になります。

では2番目に変更方針です。この網掛けの部分に書いてある通り、特定水産資源以外の水産資源を別紙の2と3に分けて追記するというような中身になってます。

ここでは別紙1,2,3というものは一体何なのかということを中段の表で説明いた します。

国と県の方で、それぞれ別紙というものがありまして、それぞれリンクしております。 国で定める別紙1というのは、県には特に関係はないんですが、資源再建計画という ものの記載があります。

そして、国でいう別紙2が県で言うところの別紙1です。これはもうすでに定められておりまして、内容としては特定水産資源、いわゆるアジ、サバ、イワシ、スルメイカ、クロマグロ、これらの現行魚種が載っているというものです。

国で言うところの別紙3が、県で言うところの別紙2です。これが今回追加する内容ですが、今、申し上げた特定水産資源以外、かつ、国際資源であり、国全体としての数量が特に定められていないんですが、日本の漁業の主対象として管理が必要だと思われてるものとなっております。

今回, 追加するものとしては, カツオ, キハダ, メバチ, ビンナガが対象になってきます。

そして、県の別紙 3 、これは国には該当しないんですが、完全に県独自の内容となっておりまして、今、説明した別紙の1 、2 、これらのいずれにも該当しないものが含まれるというものになってきます。

では、別紙3をどう定めたかというのが、中段の(2)のところに記載があるんですが、まず、県の資源管理指針に記載があるもの、そして、この指針に記載がないけれども、各漁協さんに作成していただいてる資源管理計画に記載がある、若しくは本県の漁業において重要と思われる魚種が記載されているところです。

これらの魚種については、随時見直し可能ということなので、今回説明するもの以外にも、追加若しくは内容の変更というのは行っていきたいと思っております。

具体的に何を加えたかと言いますと、4ページ目をお願いいたします。

ここに表が3つほど書かれておりまして、左上が別紙2で、先ほど説明したカツオ、 キハダ、メバチ、ビンナガが記載されております。

そして、別紙3番は大きく2つに分けられてまして、左の方が国の資源評価がある魚種であり、右の方が国の資源評価がないとしております。

左の方の網掛け部分の魚種が今回追加をする魚種になっていますが、別紙3番でいうと3-1のマダイから3-12のブリまでが、今回記載をする予定となっております。

それ以外の白抜きの部分については、今後追加予定の魚種となっておりますので、お そらく12月の海区までに皆様にお諮りをすることになろうかと思います。

では、この別紙2、3の魚種は、具体的にその別紙にどういった書きぶりをするのかということを説明させていただきます。

資料2ページの方にお戻りください。2ページの網掛けの3番,別紙に定める事項というところでございます。

これについては国の方から大まかな記載例はあるところでございますので、それに則った記載を本県もしているところでございます。

(1) の別紙2は大きく3つ項目がございます。

まず、1つ目に「第1水産資源名」、こちらについては水産資源の名前、そして、それらの属する海域等を記載することとなっております。

「第2漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」,これについては公的制限ですとか,あとは資源管理協定の締結について促進するというようなことが記載されております。

そして、「第3その他資源管理に関する重要事項」ということで、こちらについては 該当があれば記載といった形になっております。この内容を踏まえて作成したのが20ペ ージになります。ご覧ください。

20ページの方に別紙の2-1から2-3。そして21ページの方に2-4があるところですが、例として別紙の2-1、カツオで説明をさせていただきます。

まず,第1の水産資源名としてはカツオ,海域としてはこちらも国で定められておりまして,中西部太平洋条約海域となっております。

「第2の漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」としましては、県の漁業調整規則等の法的制限を遵守させる。

また、当該水産資源を採捕するものに、法第124条第1項とありますが、これは資源管理協定のことです。この協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、この協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証、そして取り組み内容の改良を促進すると。

加えて、この協定に基づき報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するよう努めることとするとしております。

「第3のその他重要事項」についてはなしといった形で、カツオ、キハダ、メバチ、ビンナガともに同様の書きぶりとなっております。

続いて、別紙3の具体的な内容について説明いたしますので、3ページ目をお願いします。

3ページ目の1番上(2)別紙の3というところです。別紙3については項目が4項目ございますが、第1の水産資源、第3の漁獲可能量以外による管理以外の手法による資源管理に関する事項、第4のその他重要事項については同様ですので、説明は割愛いたします。

第2の資源管理の方向性というのが、別紙3の非常に特徴的な部分になってまして、 こちらについては資源評価がなされてるかどうかというところで大きく書きぶりが変わってきます。

まず、大きく2つに分けられてまして、国の資源評価があるかないか、(i)が、国の資源評価がある方の例なんですが、国の資源評価があるが、目標が定められていない場合というものです。

目標が定められていない場合というのを指す意味としては、目標が定められるイコール TAC魚種になるということですので、現時点では資源評価があるけれども、TAC魚 種としてはそこまでなっていないものが、こちらには含まれるということになります。

この(i)についても、また中身で2つ分かれまして、i)の方がMSYベースでの目標案が検討されているもの、ii)がMSYベースでの検討がなされていないものとなっております。

検討がされているものについては、記載の通り国が行う資源評価における親魚量を提 案された目標管理基準案に回復させる。

なお、資源管理基本方針に、資源管理目標が定められた場合には当該資源管理の目標 を、資源管理の方向性とするといった書きぶりで統一しております。

ii)のMSYベースでの目標が検討されてない種については、国が行う資源評価において判断される資源水準を、令和10年までに中位以上まで回復することを目指す。

なお、国による最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源 評価結果に基づく指標を資源管理の方向性とするという表現で統一しております。

そして, (ii)の国の資源評価がない場合については, 県独自の評価方法について検討しているところでございます。

最後に今後の手続ですが、8月上旬から下旬にかけて各海区が開催されるので、こち

らの方に諮問をさせていただいて、答申をいただきましたら、農林水産大臣への変更承認の申請を提出し、9月上旬には県公報及びホームページにて公表しまして、変更に係る手続は終了とさせていただこうと思います。

今後魚種が増えた段階で、また、このような場でお諮りをさせていただきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。以上、駆け足でしたが、 説明を終わります。

#### ○阿久根議長

聞いてて、理解された方がどんだけいるんだろうというような中ですが、ちょっと僕からいいですか、簡単に4ページの別紙3の魚種、国資源評価ありって書いてますよね。この中に 例えばです ト 3-1 にマダイがある マダイについては 会説明された

この中に、例えばですよ、3-1にマダイがある。マダイについては、今説明された 担当も一緒に、福岡で相当厳しい議論を鹿児島県代表として申してきました。

何百人も出席した中で、それも相当、水産庁やらその研究者という方々に厳しい意見が寄せられたんですが、それは全然無視してやるという形でいいんですか。進められていくということなんですか。

#### ○保科技術主査

よろしいでしょうか。ここに載るイコールTAC賛成、反対という話ではないんですよ。あくまで資源管理協定に載せるためには、しっかりと方針に名前を出しておかないといけない。

なので、マダイも資源管理協定に載せるために、ここに記載をさせていただいている。

## ○阿久根議長

それが将来的にどういう形になっていくかはまだわかんない。

## ○保科技術主査

そういうことですね。そちらの繋がりは読めないですので。

## ○阿久根議長

繋がりはあるでしょうね。

# ○保科技術主査

全くないわけではないです。

#### ○阿久根議長

皆さんに知っていただきたいのは、例えば、マダイは私が一番詳しいんですけど、海の中の資源、その大きなマダイがすごく減ってるという評価なんですよね。

その研究所の担当の方は女性なんですが,一昨年か去年鹿児島に来て説明会があって, 漁業者代表が集まった時にも相当厳しい意見を僕らも言って,写真や動画を見せて,鹿 児島県は潤沢にあるんだと。

ましてや鹿児島県は、その当時の委員さんもここに半分近くは残ってると思いますが、 野間池とか甑島のきびなご漁でですね。覚えてますか、佐野委員。

#### ○佐野委員

はい。

#### ○阿久根議長

マダイが多すぎて邪魔をして、仕事にならんから駆除をするためにもこの許可をくださいって、鹿児島県は。流し網の集魚灯を入れて、きびなご漁を1回やったら、マダイで真っ赤になってくる。網を食いちぎって、キビナゴが散って逃げて捕れないから。

それで許可をくださいてと言って、もう7、8年前、相当前ですよ。この委員会で協議して許可にしたんですよね。それは駆除する意味合いを込めてたい流し網というのを やったんですね。

だから, 鹿児島県はもちろんそれだけの証明があったから, 鹿児島県は許可を出した わけですから。その駆除という言葉は許可には載ってないですけど。 普通は集魚灯で寄せた魚を網で捕るか刺し網で捕るというのは、地獄網とかそういうので揉めまして、絶対どこの県も出さないのだけど、鹿児島県は出したんですね。

その後に野間池からもそういう要望が出まして、それは甑島は離島やし、特例として出したけど、これを本土側でも認めると、指宿とか、坊津、久志、もうこの集魚灯でキビナゴを捕るようなところとか集魚灯でやるところが全部やりだしたら、もうそれこそ資源管理どころじゃなくて、魚価の低迷、暴落に繋がるからということで、1回見合わせて今のところ許可にはしなかったんです。3~4年ぐらい前でしたっけ。

だから、僕は何を言いたいかと言うと、資源がないと、福岡でももう資源がすごく減ってきてる、ないって言うんですけど、鹿児島県の許可、県知事許可の制限条件という中で、昭和20~30年代の許可のままで相当今の時代に合ってない許可の中で、マダイのごち網なんかもやってきたわけですよね。

捕れるだけ捕れるような、オープンにして捕れるというのであったら数字が出るんで しょうけど、捕らせない厳しい条件の中で、今操業させておいて、それを基準にして評 価するっていうことだったので、それは猛烈な反対が各県からも出たんですよね。

国がすることですけど、捕らせない条件で縛りつけてある中で、魚がいないと言うけど、少し西薩に沖出しして、オープンにしたら、あれだけ捕れるようになる。

やっぱりいるところにはいるんですよね。今でも甑島だけではなく,野間池もやっぱりマダイが真っ赤になって上がってきて,ハガツオとマダイが食い散らかして,きびなどが仕事にならんと,また言ってきて,要望したりという意見は水面下ではたくさん聞こえてます。

ただ資源は潤沢にあるのに、国の評価をする学者に福岡のどこかの方々は、現場にも 出てこいって言ったのに現場に見に来ないで、1年の間に。結局は、福岡で相当突き上 げられたときももう返事に困ってたようなんですけど。

そういう状況の中でこういうのが進んでいくんだなと。

やっぱり現場と国,水産庁やらその学者がすることはこんだけ現場と違った方向にいって,誰のための資源管理なのか。魚を増やせば漁師が減るのか増えるのか。

10年後に魚が増えても、その時に捕る漁業者がいなくなってたらその魚はどこに行くんだということを僕たちも相当厳しく言いましたし、ある80近い組合長さんだったと思うんですが、自分はどっか島から来たと。あなた方水産庁が今やるのはこんな問題じゃないだろうが。捕らせないためじゃなくて、魚をいかに高く売るかを考えてくれと。

魚を高く売ることは考えないでおって、捕らせないよう制限をする、今でも捕らせない条件の中で、まだ捕らせなくするのかと。それで後継者をどうやって育てるのかというふうに厳しかったです。そういう皆さんが出席してない会議の中ではたくさんありながら、またこの話がきたと。

これがまた進んでいくんだろうなということを思っててください。現場の我々の意見を国はもう聞いてくれませんので。

また、ここにブリの資源管理の話が来てますけど、出席依頼が。これもブリだから、 モジャコが云々とかハマチが云々ということになるんじゃないかなあということを危惧 しながら、進んでいきますので皆さんも知ってください。

委員の皆様方からご意見ご質問ございますか。

はい。重信委員。

## ○重信委員

去年からアジとサバを漁獲してて、申告をずっと県にしてるんですけど、その状況によって、一昨年と去年とどうなのか。ただ、国が全部報告しろと。魚種を増やしていって、漁師はなんもかんもやらんといかんわけ。正直なとこ、肉体労働をやってて、そんな中からまた仕事を増やされるんですよね。

それによって自分たちの生活を守れるっていうんだったら十分分かりますけど。我々漁師は減っていく中で、どうなんだろうっていう疑問がものすごく出てくるんですよ。 県に伝えたかったのは、要は、去年から報告している間はこういう状況ですと付け加える説明が欲しいです。以上です。

## ○阿久根議長

これは要望でした。

#### ○保科技術主査

今の趣旨としては、数量についてはどういう状況だと、そういうお話でしょうか。捕れている量がどれぐらいか。

#### ○重信委員

国、水産庁が決めて、その通りにやるしかないのならば、これはもう国が決めたら、 守れっていうんだったら、この委員会に協議する必要もないじゃないですか。要は1委 員が、いやそこはこうだと言っても話にならない問題ですよっていうならばそれでいい ですよ。

ですけど、その運用は報告でも済む問題なのか、協議していいのか。

## ○阿久根議長

これは諮問事項ですので。

## ○重信委員

言うように、我々は今アジサバは常に報告してる。何キロ捕ったと。ただ、魚種が増えていって、どんどん仕事は増えてって、陸に上がってゆっくりとしたいのにできない。 私が1人の漁師なのに、従業員を抱えていれば別ですよ。担当に任せられるから。 仕事を増やしてくれるなよというのが私のお願いです。

# ○阿久根議長

はい。執行部。

#### ○保科技術主査

まさに委員のおっしゃる通りだと思います。魚種が増えればそれだけ負担が増えてくるんですよ。報告する内容が。それは漁業者さんもそうですし、漁協もそうですし、我々もですし、だからそこをどう楽にするかっていうのがあんまり水産庁から回答がない。 やみくもに魚種だけを増やしても果たしていいことがあるのかってのはどんどん言っていかないといけない。

特にマダイなんかは、まだTACが決まってるわけではないんでですね、こういう問題があるよっていう話は、こないだの阿久根会長もされましたけど、ああいう声をどんどん水産庁に上げて、我々がやりやすいルールにしてかないといけないと思うんですよ。なので、ぜひああいう会合の場に参加いただいてもいいですし、こういう時に我々に言っていただければ我々が言いますし、ぜひ生の声をいただきたいと思います。ありが

とうございます。 ○阿久根議長

はい、野村委員。

#### ○野村委員

TACですけど、鹿児島県海域となってますよ。

でも、漁場が重なってる大中型も一緒にしている場合、鹿児島県はもう捕る枠ないのに、大中型は枠があるから捕れますよとなったら、ちょっと納得いかないところがあって、そういうのもちゃんと県でおかしいんじゃないのというのを言ってもらえないのかなというのはあったんです。

## ○阿久根議長

はい,執行部。

## ○保科技術主査

今おっしゃられた話はですね、マイワシについては特に最近水産庁とよくやりとりを してる状況です。

県の方からはあまり捕らないでねというお願いの文書を出したところなんですけど, こういう状況でどうしても混獲が増えてしまってるんだよと。

その一方で大中型はまだ枠があって、捕れる状況ってのは、あまり地元では納得はいただけないですよって話はしながらです。 鹿児島県が非常に苦しいのは、枠が与えられていないんですよ。

ですから、目標が目安数量という形しかないもんですから、それに対して国は追加の配分をすることができないというルールに今なってます。逆に、枠が与えられていれば、他県からの融通がもらえたり、もしくは国からの追加配分が期待できたりするんですが、それについては鹿児島県が今そういった状況にないもんですから、そこはちょっと弱いところです。ただ、その目安数量で今年みたいな豊漁があった時にどう対応するかってのはまだ未成熟な部分が非常に多いもんですから、こういう問題があるよってのはもう常に国に言い続けて良いルールに変えてもらうしかない。

そういうところなので、今のところすごくいい返事をすることはできないんですが、問題としては水産庁にどんどん上げてはいますので、ご理解いただければと思います。 〇野村委員

分かりました。ただ、鹿児島県にいる絶対量は決まってると思うんですよ。その絶対量を分け合うときに、大中型も鹿児島県ではこれだけですよって決めてくれた方がいいのっていうのをちょっと言ってくれないのかなと思ったりもします。あの人達だけはどこで捕ってもいいのじゃなくて、うちらは鹿児島県はやっぱこちら鹿児島県で守っていかなあかんと思ってるから、そこはやっぱり強く主張して欲しいなと思ってます。

## ○保科技術主査

ありがとうございます。

## ○阿久根議長

補足なんですが、マダイで。ウルメイワシとかカタクチイワシとかそういうのを遊漁船に乗って釣りに行く人はいませんよね。

例えば、マダイは、今インスタ、フェイスブック、どこを見てもスポーツフィッシン グみたいに、遊漁者がある意味、漁業者が捕るより遊漁者の方がマダイをフェイスブッ クとかで相当でかいのをすごい量を捕ってますよね。

それで彼らの方がお金を持ってるから、かなり良いジグとか持ってますので。

それを指摘したんですね。我々漁業者は報告しろと、市場からも報告しろと。漁協からも報告させ、県はそれを取りまとめて国へ報告しろとなって、仕事をどんどん重信委員が言うように、我々現場サイドにはすごく増やして圧力をかけて数字を出させるのに。

僕が、福岡で質問したのは遊漁者の取扱いはどうするのかと。どうやって把握するのかと。半分は遊漁者が捕っているのではないかと言ったら、サイトを作りましたのでそこから遊漁者には報告してもらいますって。誰が1回1回遊漁で報告すると思うのか。たまには報告する人もいるかもしれないけど、検量とかどうすんのって。遊漁の資源管理をどうするのかって言ったら、逃げるんですよ。なんとか協力をもらいますからと。そこは協力かよと。漁業者は制限条件で縛りをつけて、それは絶対納得せんと言って帰ってきました。そういうのが現場なんですよ。野村委員にしても、そういう話はまた9月19日もありますので、ぜひこれは自由参加ですので、私は県代表としていきます。

ブリとか、これ絶対モジャコやハマチとか言ってくるんですから。カタクチイワシもシラスには手を出さなかったけど、チリメンジャコに手を出そうとしてますからね。 だから、やっぱり現場は最後まで言って主張しないと。言うべきことは言わなきゃ。 皆さん分かってるとおり、私は黙っててと言われても言うタイプだから、それは相当言いましたよ。

他にご意見, ご質問ありますか。ではないですね。

ないということで,議題1の鹿児島県資源管理方針については原案の通り,鹿児島県 資源管理方針を変更することが適当である旨答申を行ってよろしいですか。

厳しいですけどね。

皆さん納得はしてないと思いますが、答申をこのまましてよろしいでしょうか。

国への要望ということで、もし今後そういう場に出れる立場にある委員さんは、強く 鹿児島県としての要望をしていくという形でよいでしょうか。

まだTACに紐づけされてませんので、諮問通りということでよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

#### ○阿久根議長

はい。議事録には諮問が終わりましたが、当初、県としては納得できない部分が多々 あるということを明記して答申します。

#### 【議題4:稚うなぎ漁業に係る取扱方針の改正について(協議)】

#### ○阿久根議長

議題を入れ替えて協議します。議題4種うなぎ漁業に係る取扱方針の改正についてです。これは協議事項です。執行部から説明をよろしくお願いします。

## ○水産振興課(山神水産技師)

はい、水産振興課の山神です。会次第に掲載されている順番と前後してしまいますけど、議題2に関係してくるものですので、議題4から説明をさせていただきます。

座って説明させていただきます。資料は資料4の1ページ「1経緯等」をご覧ください。うなぎ養殖用の種苗となる稚うなぎの採捕に関しては、令和3年までは県漁業調整規則に基づく特別採捕許可によって採捕を行ってきました。

しかし、漁業法の改正に伴い、13センチメートル以下のうなぎの稚魚が特定水産動植物に指定され、養殖用種苗の確保を目的とした採捕は、漁業権若しくは漁業許可によるものでなければならないということになったことから、本県では昨年度、稚うなぎ採捕に係る漁業許可の取扱方針を定め、漁業許可化したところです。今回はその一部を改正したく、協議させていただきます。

下の「2変更点」をご覧ください。変更点は3点あります。

1点目が集出荷契約の廃止です。集出荷契約とは、採捕組合と流通業者等に事前に契約をさせ、契約した出荷先に出荷するようにしていたもので、この契約を締結していることが許可の条件となっていました。

集出荷契約については、特別採捕許可時の流通体制を維持することを目的として設定したものですが、漁業許可下において、出荷先を限定することはふさわしくないため、 集出荷契約を廃止し、流通を自由化します。

2点目は許可の対象についてです。許可の対象に、先ほど説明した「集出荷契約を締結した」という文言が入っていたので、これを削除し、併せて記載を変更します。

3点目は、採捕報告を求める許可条件の廃止です。現在、許可条件として15日ごとに 採捕量等の報告を求めていますが、許可条件ではなく、漁業法第176条の報告徴収の規定 により報告を求めることが適切であるため、本許可条件は廃止します。

なお、本条件の廃止後も、県として採捕状況を把握する必要があることから、漁業法 第176条の報告徴収の規定により、引き続き報告を求めることとします。 続いて2ページをご覧ください。こちらは、ただいま説明させていただいた変更点を 反映させた新旧対照表となっておりまして、右側が現行、左側が改正後の取扱方針となっております。

変更点について説明します。2の定義について、集出荷契約の廃止に伴い、この方針に出てこなくなった文言についての記載を削除しております。

3の許可の対象について、集出荷契約の廃止による記載の変更を行っております。

続いて3ページの11、許可の条件については報告を求める条件を削除しております。

4ページに改正方針案,6ページ以降は参考資料となっておりますのでお目通しください。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

#### ○阿久根議長

ただいま,執行部から説明をいたしましたが,委員の皆様方,ご意見,ご質問ございますか。ありますか。ないですね。いいですか。

これは闇売りに対応してってこと。

#### ○山神水産技師

そうですね。こういった漁業許可化であったり、方針の体制であったり、そういった 流れがあるっていうのが、一番大きなところです。採捕報告量がちゃんと上がってこな いっていうところが要因としてありました。

実際に、今年の採捕実績でいうと、採捕報告というのが5.5トンあって、輸入量が5.8トン、計11.3トンが正確に報告があったものだったんですが、実際の池入れ量的には16トンを超えていて、約5トンがどこから来たのかがわからないというような現状が、このウナギの池入れにはあると。

漁業法の中で稚うなぎというのが特定水産動植物に指定されて、その流通については ちゃんと牛で言うところのトレーサビリティのようなやり方っていうのが今後導入され ることになっています。

それに伴って、規制をしすぎると、逆に裏に流れていきますよっていうところで、こういったふうに流通の自由化をしてくださいっていうような国の指導がありまして、自由化しています。

一見自由化することでどこにでも出せるというような印象はあるんですが、今後、ちゃんとそういった報告がきちっと求められるような体制になっていきますので、結果的に闇、いわゆる報告されないウナギは池入れできないような状況が整うような形になっています。

#### ○阿久根議長

わかりました。今まで闇売りが問題になっていたことに対して、闇売りをさせないん じゃなくて闇売りを公然とさせて、その方が数字を取れるってことで。

それでは、稚うなぎ漁業に係る取扱方針の改正については原案の通り改正することと してよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり。)

### ○阿久根議長

では、改正を承認いたします。

#### 【議題2:知事許可漁業に係る制限措置等の公示について(諮問)】

#### ○阿久根議長

戻りまして、議題2,知事許可漁業に係る制限措置等の公示についてです。これも諮問事項です。県執行部からの説明をお願いします。

## ○水産振興課(山神水産技師)

はい。それでは議題 2 についてご説明いたします。座って説明させていただきます。 資料は 2 番となります。本議題は諮問事項でありますので,まずは 1 ページの諮問文を読み上げます。

(諮問文)

水 振 第 3 5 6 号 令和 5 年 7 月 28 日 (水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について (諮問)

このことについて,漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので,漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき,貴委員会の意見を求めます。

#### ○山神水産技師

2ページ目をお開きください。今回,4つの漁業について許可したく諮問いたします。 漁業種類ごとに許可を担当していますので,担当者よりそれぞれ説明いたします。

まず、私が担当しております稚うなぎ漁業についてご説明いたします。説明に入る前に1点、資料の修正をお願いします。2ページ目の表の一番右側に漁業を営む者の資格という欄がありますが、これの上から7行目になります。日置市東串良町という記載がありますが、正しくは日置市東市来町です。お手数ですが、資料の修正をお願いします。

先ほどの取扱方針の際にもご説明した通り,当該漁業につきましては,うなぎ養殖用 の種苗となる稚うなぎの採捕を目的とした漁業となっています。

操業区域は5ページ以降に別途示しております。操業区域の1から29及び33から35が 鹿児島本土に設定される区域となっております。制限措置については資料に示している 通りです。漁業時期については例年同様,12月から3月のうち,資源管理措置として操業日数を90日間に短縮しております。

なお,許可の有効期間については昨年度承認いただいた通り,今回公示する漁業時期とします。

許可又は起業の認可をすべき者の数は合計1,230名で, うち8名がふくろ網の使用となっています。昨年度の許可数が1,226名, うち13名がふくろ網の使用であり, 昨年度と同程度ですので, 許可を行って問題ないものと考えております。

各操業区域の許可すべき者の数を超える申請があった場合の許可の基準については、 昨年度、承認いただいた基準を適用します。12ページに示しておりますのでお目通し願います。

申請すべき期間は令和 5 年 9 月 1 日から10 月 6 日までとします。以上が稚うなぎ漁業許可に係る説明になります。

資料はちょっと飛びまして、9ページをご覧ください。2の刺し網漁業、3のごち網

漁業について説明します。

本件については、漁業研修制度を活用し、研修を行っていた40代前半の方が、江口漁 協にて独立するために許可を取得しようとするものです。

刺し網漁業に関し、漁業種類はかじき流し網漁業となっています。制限措置は表に示している通りで、許可をすべき隻数はそれぞれ1隻となっております。

申請すべき期間は、漁期の最盛期が間近に迫っているということで短縮し、令和5年8月14日から8月18日までとしております。

許可すべき者の数を超える申請があった場合の許可の基準については、昨年度、承認いただいた基準を適用します。12ページに示しておりますので、お目通しをお願いします。以上が2の刺し網漁業、3のごち網漁業についての説明になります。

## ○村田技術専門員

漁業調整係の村田です。続きまして4の小型機船底びき網漁業についてご説明いたします。座って説明いたします。

手繰り第2種漁業でありまして、いわゆるツキヒガイを対象とした底びき網漁業になります。

昨年3月に長島,黒之浜,川内の漁協について4件の新規許可を発出しております。前回の一斉更新では50の許可がありましたが、それを超えて現在51件の許可となっております。資源管理上の懸念もあり、以後の許可については、漁協内で遊休許可が生じた際は、新規許可の対応を行うとしていた案件でございまして、江口漁協の中で5月に1件返納がございまして、この返納分について、新たに貝びきの許可が欲しいということで要望がございました。

制限措置については表に記載の通りでございます。説明については以上になります。 ○阿久根議長

ただいま執行部より説明がございました。これは担い手の新規就業者だよね。もう漁業者が新しくやるっていうことはいいことじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様方からご意見ご質問ございますか。ございますか。

はい, それでは議題2の知事許可漁業に係る制限措置等の公示については, 原案の通り定めることが適当である旨の答申を行ってよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

## ○阿久根議長

それではこのように、答申することといたします。

【議題3:漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許について(諮問)】

#### ○阿久根議長

続きまして,議題3はちょっと時間がかかりそうなので,駆け足で説明をお願いいた しますが,漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許についてです。これも諮問事項で す。

まず、諮問の概要について説明をお願いいたします。

## ○水產振興課(村田技術専門員)

はい,漁業調整係の村田です。引き続き,説明いたします。よろしくお願いします。 座って説明いたします。資料については,資料の3-1が,漁業権の存続期間満了に伴 う漁業権の免許についてということで,免許申請に関する資料で,本日ご審議いただく 内容となっております。 資料の3-2が、免許の諮問を審査していただく上での漁業法の法的根拠等を示した 参考資料となっております。その他、お配りしておりますのが、前回漁場計画について お諮りした際に示しました漁場計画と漁場連絡図を再度配布してますので、併せてご確 認をお願いいたします。

それでは内容の説明に入ります。資料の3-1の1枚めくっていただきますと、諮問文になります。諮問事項ですので読み上げます。

(諮問文)

水 振 第 3 4 1 号 令和 5 年 7 月 26 日 (水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 殿

鹿児島県知事

漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許について (諮問)

令和5年9月1日免許予定の共同漁業権、区画漁業権、定置漁業権について、令和5年4月25日付にて免許の内容たるべき事項等を公示したところ、別紙のとおり免許申請がありましたので、漁業法第70条の規定により貴委員会の意見を求めます。

#### ○村田技術専門員

1 枚めくっていただきますと、ここからページをつけまして、1ページとしていますが、以降のページにおいて適格性を審査するための資料として申請状況の一覧となっております。

この資料をベースにご説明いたしますが、後程個別に説明いたします。

まず, 鹿児島海区における申請の全体の概要についてですが, 資料の3-2の1ページをお開きください。

申請概要で鹿児島海区としております。鹿児島海区におきましては、共同漁業権が計185件の計画に対しまして、32漁協から185件の申請がありました。

以下,記載の通り区画漁業権については,魚類養殖業は103件の申請,のり養殖業に66件の申請,わかめ養殖業に33件の申請,ひじき養殖業に11件の申請,以下,記載の通りの申請となっております。

鹿児島海区全体では計画508件の計画に対しまして,507件の申請があり,申請がなかった漁場が1件ありました。これについては後程説明いたします。

なお、1つの漁業権に2者以上の申請がされる、いわゆる競願申請の漁場はございませんでした。

なので、免許すべき者の判断基準に基づく審査については不要とさせていただきます。 従いまして、本委員会では免許をしない場合及び適格性について審査していただきま すので、よろしくお願いいたします。

資料の3-2の2ページをお開きください。先ほどお話をしました免許をしない場合及び適格性について審査をしていただくことになりますが、この審査に関して漁業法における考え方等についてご説明いたします。

まず、1番目に免許をしない場合です。漁業法第71条第1項に規定してございます免許をしない場合は、以下のいずれかに該当する場合で、知事は漁業の免許をしてはならないとなっておりまして、1つ目に申請者が漁業法第72条に規定する適格性を有する者でないときです。これについては後程、表の方で説明していきます。

2番目に漁場計画の内容と異なる申請があったとき、3番目に同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至る恐れがあるとき、4番目に漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がないときとなっておりまして、この今回の申請におきましては、今、説明した1から4に該当する案件はございませんでした。

次に適格性についてです。

まず,共同漁業権の適格性については,共同漁業権の免許に関して適格性を有する者は,次の要件を満たす漁業協同組合又は連合会であるとされております。

その要件としましては、1番目に、関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会となっております。関係地区というのは、漁場計画の中に漁業権ごとに記載してございます。

2番目に共同漁業権の場合は、関係地区に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯であることとされております。

これは漁協に属してない漁業者が多数を占めるような地域においては、漁業協同組合に適格性が認められないということを示しております。

次に、3ページをお開きください。区画漁業権の適格性です。区画漁業権の要件については、まず、1番目に、共同漁業権と同じように関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会、2番目に関係地区に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯であることとされております。

当該事業を営む者ということなので、例えば、魚類養殖業、わかめ養殖業、真珠養殖業など、区画漁業権にはそれぞれ養殖業が規定されておりますが、それぞれの養殖業を営む者の世帯数で判断していくというような形になっております。

区画漁業権の新規漁場の場合は、これは共同漁業権と同じような内容になっておりまして、2番目に関係地区に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯であることとされております。

区画漁業権は、共同漁業権の中に設定されておりますので、漁場を利用している沿岸 漁業者の大多数が組合員である漁業については、適格性が認められるとされているとこ ろです。

3番目に個別漁業権です。個別漁業権には、定置網漁業権及び区画漁業権がございますが、その適格性については、以下のいずれにも該当しない者であることとされております。

まず、1番目に、漁業及び労働に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者、2番目に暴力団員等であること、3番目に法人であって、その役員又は使用人が1、2のいずれかに該当する者、4番目に暴力団員等がその事業活動を支配する者であることといったような要件に当たれば不適格ということに該当します。

諮問に関する概要の説明については以上になります。

## ○阿久根議長

今, 概要説明が終わりましたが, 委員の皆様方から, ご意見, ご質問ございますか。 ないですね。これから適格性についてご審議いただきます。 県の説明をお願いします。

#### ○村田技術専門員

資料の3-1の1ページになります。1共同漁業の表になります。ここからが本格的

な説明内容になりますので、よろしくお願いいたします。

○阿久根議長

ぱっとしてよ。

### ○村田技術専門員

はい。まず、表の左側から漁場番号、漁場の位置、漁業種類、免許申請人の氏名住所、 漁業権取得に関する総会決議状況、表の一番右は漁業権を取得する上での適格性につい て記載しております。

総会状況については、組合が漁業権を取得する場合は、水産業協同組合法第50条に基づく総会における特別議決が必要になりますので、その手続状況として総会開催日、出席者数、賛成者数を記載しております。

適格性については先ほどご説明した内容に基づき、適格性を有している場合は「有」 という記載をしております。

これから行う適格性の説明については、同じような内容の繰り返しになってしまうのですが、委員会への諮問というのは知事が恣意的に判断を行うことを防止するとともに、漁業調整上の問題が生じないよう確認の機会を確保するためのものとされておりますので、ご了承ください。

共同漁業権の説明について入っていきますが、まず、共同漁業権は以降4ページまで 各漁協の申請状況が書いてあります。

ここの4ページまでは、1つ1つ説明させてください。それ以降については、まとめられるところはまとめていきますのでご了承いただきたいと思います。

まず、鹿共第1号の申請人は東町漁業協同組合です。申請人の住所は記載の通りで漁場の位置は長島町の旧東町地先となっております。総会の開催日は6月23日に正組合員357名に対し267名出席しまして、267名の賛成を得ており、議決状況に問題ございません。漁業法第72条第2項第2号の規定に基づき、関係地区に住所を有し1年90日以上沿岸漁業を営む者の世帯数のうち、組合員であるものの世帯数を分数で記載しております。関係地区に住所を有し1年90日以上沿岸漁業を営む者の世帯数が338世帯で、うち組合員であるものの世帯数が338世帯で3分の2以上を満たしておりますので適格性について「有」と判断しております。

以下、適格性を確認していただく必要がありますので漁協ごとに説明いたします。

鹿共第2から7号までの申請については北さつま漁協からです。漁場の位置等については記載の通りでございます。総会開催日は6月20日正組合員373名に対しまして283名出席し、279名の賛成を得ており、議決状況に問題ございません。適格性についても関係地区において世帯数が異なりますが、組合員であるものの世帯数が3分の2以上満たしておりまして適格性「有」と判断しております。

鹿共第8号の申請は共有の漁業権であり、北さつま漁協が代表として申請をしております。川内市漁協については6月20日に総会開催、正組合員110名に対し90名出席、89名の賛成を得ており議決状況に問題ございません。適格性についても3分の2以上を満たしており、適格性「有」と判断しております。

鹿共第9号10号は、同じく川内市漁協からの申請であり、議決状況、適格性等問題ございませんでした。

鹿共第11号から14号までは甑島漁協からの申請になります。総会は6月21日の開催で議 決状況,適格性についても問題ございませんでした。

続きまして,第15号は羽島漁業協同組合からの申請です。総会の開催日は6月13日で出席状況,賛成者数,適格性については記載の通りであり,問題ございませんでした。

第16号は串木野市漁協の申請になります。6月20日に総会を開催しまして,正組合員60名のうち出席者を51名と書いてますが,56名に修正してください。

56名の出席で、賛成56名で適格性についても問題ございません。

第17号については、県漁協の串木野島平支所からの申請になります。6月20日に総会を開催しまして出席者19名、賛成者18名で適格性についても問題ございませんでした。

第18号については市来町漁協の申請になります。5月24日の総会開催で,正組合員29名のうち29名が出席し29名の賛成で適格性についても問題ございませんでした。

19号については江口漁協になります。4月26日に総会を開催しまして66名の出席,賛成者66名で、適格性についても問題ございません。

2ページをお開きください。鹿共第20号については吹上町漁業協同組合からの申請です。開催日は6月27、出席者33名、賛成者28名、適格性については問題ございませんでした。

21号は加世田漁業協同組合です。6月29日に総会開催しまして正組合員65名のうち49 名出席、賛成49名、適格性について問題ございません。

第22号については笠沙町漁業協同組合からの申請になります。6月29日総会を開催しまして、出席者33名、賛成者32名、適格性についても問題ございません。

23号については県漁協野間池支所からの申請にになります。6月20日に総会開催しまして37名の出席、36名の賛成、適格性について問題ございません。

24号25号については笠沙町漁協のからの申請になります。6月29日の総会開催で出席33名, 賛成32名で適格性についても問題ございません。

第26号第27号については県漁協秋目支所からの申請です。6月20日の総会開催で出席者12名、賛成11名、適格性についても問題ございません。

28号については県漁協久志支所からの申請になります。6月20日総会開催の16名出席, 15名賛成で適格性についても問題ございません。

29号については坊泊漁業協同組合からの申請です。6月2日に総会を開催しまして、31名出席、30名の賛成、適格性については問題ございません。

第30号は枕崎市漁業協同組合からの申請になります。6月30日に総会を開催しまして、59名出席、59名賛成で適格性についても問題ございません。

31号から33号についてはかいゑい漁業協同組合からの申請になります。6月20日に総会を開催しまして、出席47名、賛成47名で適格性についても、各地区において問題ございません。

34号については山川町漁協からの申請になります。6月27日の総会開催、出席39名、 賛成39名で適格性についても問題ございません。

35号36号については、指宿漁協からの申請になります。6月20日に総会開催しまして、63名出席、63名の賛成で適格性についても、それぞれの地区において問題ございません。

37号については県漁協喜入町支所からの申請になります。6月21日の総会開催,29名出席の29名賛成で適格性について問題ございません。

3ページをお開きください。鹿共第38号です。谷山漁協からの申請になります。6月2 1日の総会開催,31名出席,29名賛成で適格性については問題ございません。

第39号は鹿児島市漁業協同組合です。鹿児島市漁協は48号と49号についても、申請されております。6月30日に総会を開催しまして、93名出席、92名の賛成で適格性について問題ございません。

40号から42号までについては県漁協錦海支所からの申請になります。5月24日の総会開催で、57名の出席、56名の賛成で適格性でも問題ございません。

43号44号については錦江漁協からの申請であります。6月17日の総会開催で、36名出席、35名賛成で適格性について問題ございません。

45号については県漁協福山町支所からの申請になります。6月19日の総会開催,33名の出席,33名の賛成で適格性についても問題ございません。

46号については牛根漁協からの申請になります。6月27日に総会を開催しまして,138 名出席,138名賛成で適格性についても問題ございません。

47号と50号については東桜島漁協からの申請になります。6月25日の総会開催,49名の出席,48名の賛成で適格性について問題ございません。

48, 49, 50号については先ほどご説明しております。

51号については垂水市漁協からの申請になります。6月20日の総会開催に281名の出席, 281名の賛成で適格性についても問題ございません。

52号については鹿屋市漁業協同組合からの申請になります。6月29日に総会開催,90名の出席,90名の賛成で適格性について問題ございません。

53号については、県漁協大根占支所からの申請であります。6月22日の総会開催、25名出席、賛成25名で適格性について問題ございません。

54号については、ねじめ漁協からの申請になります。6月23日に総会開催、48名出席、47名賛成で適格性について問題ございません。

55号については県漁協佐多支所からの申請になります。6月22日に総会開催,16名出席,15名賛成で適格性についても問題ございません。

第56号については県漁協佐多岬支所からの申請になります。6月22日の総会開催,58名の出席,58名賛成で適格性についても問題ございません。

57号58号については内之浦漁協からの申請になります。6月29日の総会開催,121名の出席,119名の賛成で適格性について問題ございません。

共同漁協の最後のページである4ページです。59号については高山漁協からの申請です。6月29日の総会開催,26名の出席,25名の賛成で適格性について問題ございません。

60号61号については東串良漁協からの申請になります。6月23日に総会開催,70名出席,賛成70名で適格性についても問題ございません。

62号63号については志布志漁協から申請になります。6月23日総会開催,40名出席,40名賛成で適格性についても問題ございません。

64号65号66号については県漁協三島村支所からの申請になります。6月26日に総会を 開催しまして、20名の出席、20名の賛成で適格性については問題ございません。

67号68号69号70号71号72号73号74号及び75号については、十島村漁業協同組合からの申請になります。6月29日に総会を開催しまして、24名出席、24名賛成で適格性についても、それぞれの島で数が違いますが、問題ございませんでした。

最後の第76号については、宇治群島漁業協同組合連合会からの申請になります。6月26日に総会を開催しまして、17会員の出席、16会員の賛成で適格性についても問題ございませんでした。

続きまして、5ページをお開きください。共同漁業権には第3種共同漁業権としまして「つきいそ」と「飼付」があります。資料の5ページから8ページが「つきいそ漁業」、9ページから11ページが「飼付漁業」の申請状況を記載しております。

全て既存漁場の切替案件でございまして,また,先ほど説明いたしました同じ共同漁業権になりますので,申請した漁協の総会の議決状況や適格性については説明した通りの内容であり,適格性を含めた申請内容について特に問題ありませんでした。

共同漁業権については以上になります。審査をお願いいたします。

#### ○阿久根議長

ただいま執行部より,共同漁業権の適格性について説明がありました。この説明につきまして,何かご質問,ご意見ございますか。

異議なしということで共同漁業権における適格性については、問題ないと認めてよろ しいでしょうか。

# (「はい。」という声あり。)

#### ○阿久根議長

漁業法第71条の規定に関して問題ないと認めます。次の申請について,適格性の説明がありましたらどうぞ。

#### ○村田技術専門員

はい,続きまして,区画漁業権の申請について説明いたします。漁協の総会の議決等, これまでの共同漁業権と同様の内容については省略いたしますのでご了承ください。

区画漁業権のうち、魚類養殖について説明いたします。12ページをお開きください。

鹿特区第1号から第33号まで、申請人は東町漁業協同組合となっております。適格性に関しては漁業法第72条第2項第1号の規定に基づき、関係地区に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯数の3分の2以上が組合員の世帯数である場合、適格性を有することとなっております。

従いまして、東町漁協の場合は、関係地区に住所を有して当該漁業である魚類養殖業を営む者の世帯数が113世帯、うち組合員である者の世帯数が113世帯というような形になっておりまして、3分の2以上を満たしておりますので、適格性について「有」と判断しております。その旨を表に記載しております。

これ以降について,同様に適格性があるものについては「有」という形で記載をしております。

なお,新規漁場の適格性については共同漁業権と同じ関係地区に住所を有し,沿岸漁業を90日以上営む者の世帯数で判断されることとなっております。

13ページの第33号をご覧いただくと、鹿特区第33号というところがございます。

東町漁協の適格性の数字が、上は113となってるんですけど、この部分は338となっております。これは新規漁場になりますので、新規漁場については、沿岸漁業90日以上営む者の世帯数で判断されるということになっております。適格性について「有」という形になっております。

以下の申請については、記載の通りの状況でございます。その他、漁協以外の免許として、15ページをお開きください。

15ページの第68号が霧島市弁天島沖小島地先の漁場になります。この部分だけ漁協ではなく、株式会社拓洋からの申請となっております。

個別漁業権の適格性については、先ほど説明いたしました通り漁業法第72条第1項に該当しない者となっており、いわゆる暴力団員や法令遵守をしない者については適格性がないということでありますが、個別漁業権に関しては、これに該当しない旨の誓約書を確認することで適格性「有」と判断しております。

その他の魚類養殖の申請についてはこれまで説明した適格性の判断基準に基づき、全 て適格性については問題ございませんでした。魚類養殖の審査のほどよろしくお願いい たします。

# ○阿久根議長

ただいま,区画漁業権の部の魚類養殖につきまして,適格性について説明がございました。適格性「有」ということだったと思います。ご意見,ご質問ございますか。 はい,重信委員。

## ○重信委員

最後の養殖の部分で、霧島市弁天島の株式会社拓洋なんですが、なぜ、錦江漁協が申請しないでこのような形になっているのか、教えて欲しい。実は鹿児島市もこの鹿児島 海区は拓洋が入ってる。

これから拓洋が直接申請して、うちの漁場内でできるのかなっていうのもちょっと疑

問に思いますんで, そこのちょっと経緯を教えて。

○阿久根議長

まあ、企業養殖で企業が直接許可を申請するのを認めるのかという。

重信委員

いや、要は錦江漁協とどういうことで、こうなったのか。

○阿久根議長

では執行部。

○村田技術専門員

はい。この場所というのは錦江漁協さんの共同漁業権の中になっております。漁場計画を立てる際にですね、錦江漁協さんの方には、ここは従来より個別漁業権で会社が漁業権を申請している場所なんですけど、「漁協で管理する区画漁業権として申請してはどうですか」という問いかけをこちらの方からいたしました。その方が共同漁業権と区画漁業権の両方を漁協が管理するという方が合理性もあったので、そういう投げかけをしたのですけど、従来より個別漁業権として会社の方で申請があった場所ということで、漁協の中で協議していただいたんですけど、結果的に「従来通りの個別漁業権という形で計画していただいて構わない」という回答をいただいております。

これまでその企業がこの場所で養殖している中で、特に大きなトラブルもないし、共 同漁業権内で漁業者の方とも特にトラブルなくやっているということでしたので、今回、 団体漁業権ではなく個別漁業権として計画したところです。

○阿久根議長

はい, 重信委員。

○重信委員

今の説明を聞いてなんですが、要は漁協は地先の中でその個別漁業権のところは漁業権を放棄したというふうに考えていいんですかね。もうちょっと言わしてください。うちの竜ヶ水に至っても、漁協が別段いいですよって言ったら、拓洋は申請して構わないという状況なんですかね。漁協とその入ってくる企業等で話し合いをしてくださいっていうのが県の方針なんだろうけど。

もう少し言えば、企業があっちこっち入ってる中で、企業の直接申請を1件でも認めると、他の企業も申請ができるんだという理解になれば、我々漁協としても、漁場使用料をいただいているがどうなるのかと。専属で海面を使用するわけだから。それも含めた組合運営の中で、いわば漁場使用料という名目で、ある程度の金額をいただいてる。

ですけど、要はこの件のところを認めてしまえば、それは後々影響するんじゃないかなという懸念があるもんですから、色々ちょっと質問をさせてもらってる次第なんですけどね。

○阿久根議長

はい,執行部。

- ○村田技術専門員 暫時休憩をお願いします。
- ○阿久根議長 暫時休憩します。

(休憩)

○阿久根議長 再開します。

## ○脇田資源管理監

ちょっと補足でよろしいでしょうか。先ほど村田の方が説明した通り、漁場計画を立てる段階で、資料とかいろいろ取り寄せてヒアリングをして、錦江漁協については、企業と漁協と双方了解の上で、企業が養殖をやるということで、そういう形で納得した上での漁場計画を立ててございます。

他の漁場計画については、団体漁業権という形になってますけども、ここの漁場については、計画自体が個別漁業権ということでの漁場計画なので、逆に言えば、当初から 漁協はもう申請できない形になっております。

#### ○阿久根議長

企業独占で、それを了解のもと入ってきちゃったと。だけど、手続上、やっぱり組合が申請しないと、重信さんが言うのはそこ。ただ、みんなが心配するのは、漁協がやっぱ権限を残してないとさっき言ったように、民間が倒産しました、もう倒れましたとなった時には指導もできないわけだからさ。

でも,許可を出したのは県だから,認めたのも委員会だから,それを県も危惧していると思うけど,手続上は何ら不備はないわけよね。もういいんじゃない。お願いしますよ。

## ○村田技術専門員

重信委員が危惧されてることは我々も十分承知してまして,もし,今後,同じような 形で個別漁業権で企業が区画漁業権を取得したいとなったときには当然慎重にやります し,相当な条件が整わない限りは,個別漁業権という形で計画はしません。

## ○阿久根議長

区画漁業権について, ご意見, ご質問ございませんね。

ないということで、それではこの通り適正であると認めます。

今度は貝類養殖。なるべくまとめて説明して。

#### ○村田技術専門員

はい。25ページをお開きください。貝類養殖について説明いたします。25ページは真珠母貝養殖業の申請となります。

既存漁場への申請となっております東町漁協から2件,個別漁業権としまして和田真 珠からの申請がございました。

個別漁業権については先ほど申し上げた適格性により判断しております。

続きまして26ページをお開きください。ひおうぎがい養殖業についてです。 4 漁協から21件の申請となっております。第13号, 16号, 19号, 20号については新規漁場への申請です。資料に記載がありませんが,漁場計画には第22号というものが計画されておりました。

申請予定者である志布志漁協において申請がなされませんでした。この申請されなかった理由としましては、行使希望者の廃業など要望された後に、状況の変化があったということを聞いております。

続きまして28ページをお開きください。あわび養殖業です。既存漁場10件に対する2 漁協からの申請となっております。29ページからは、かき養殖業となっております。8 漁協から34件の申請がありました。第17号は新規漁場への申請となっております。

真珠養殖業については、31ページです。真珠養殖業については東町漁協管内分は従前通り大月真珠からの申請であり、甑島の第5号の新規漁場については和田真珠より申請がございました。

最後のあさり・はまぐり養殖業については、2漁協から9件の申請があり、第8号9号が新規漁場への申請となっております。貝類養殖については以上でございます。

## ○阿久根議長

ただいま貝類養殖につきまして、それぞれ説明がございました。どれをもちましても 適正であるようなことですので、ご意見、ご質問ございますか。

ないですね。それでは、貝類養殖につきましても、適正である旨認めます。 では、定置漁業についてお願いします。

#### ○村田技術専門員

はい、32ページをお開きください。定置漁業の申請についてご説明いたします。既存漁場に対して現在免許を受けている漁協や生産組合、個人からの25件の申請となっております。定置漁業については個別漁業権として区別されておりますので、適格性についても漁業法第72条第1項の適格性により判断しており、全ての申請において問題ございません。以上、ご審議をお願いいたします。

## ○阿久根議長

定置漁業権につきまして、ただいま説明が終わりました。適正について、ご異議、ご 質問ございますか。

なしということで。それでは、適正であるという旨認めます。

#### ○村田技術専門員

すみません,よろしいですか。申し訳ないですが,藻類養殖について抜けておりました。魚類の次に藻類がありました。18ページをお開きください。区画漁業権のうち藻類養殖についてですが、18ページから21ページまでの66件が、のり養殖業への申請となっておりまして、5漁協から既存漁場への申請となっております。

22ページからのわかめ養殖業の申請は、14漁協から33件の申請となっており、このうち5号、7号、8号及び12号が新規漁場への申請となっております。

24ページが、ひじき養殖業への申請でありまして、6漁協から11件の申請の全てが既存漁場への申請となっております。藻類養殖及び全てのに漁業権対する申請について説明を終わります。以上です。

# ○阿久根議長

これで全ての漁業権の審議が終わりました。全ての案件について、再度、ご質問、ご 意見ございませんか。

ございませんね。

それでは、漁業権の存続期間満了に伴う漁業権の免許については、漁業法第72条等の 規定に基づき、審査した結果、全ての申請について免許することが適当である旨、答申 してよろしいですか。

(「はい。」という声あり。)

#### ○阿久根議長

それでは、その通り答申することにします。

○事務局(上今書記)

はい。

○阿久根議長

はい, 事務局。

○上今書記

傍聴人が入室しますので、少しお時間ください。

○阿久根議長

暫時休憩します。

## (休憩・傍聴人入室)

【議題5:八代海の機船船びき網の操業区域に係る熊本県の説明について(報告)】 ○阿久根議長

それでは再開いたします。傍聴人の説明はいいんだよね。議題5は、八代海の機船船びき網の操業区域に係る熊本県の説明についてです。これは報告事項です。県からの説明をお願いいたします。

## ○水產振興課(村田技術専門員)

はい。漁業調整係の村田です。座って説明させていただきます。お手元に八代海の機 船船びき網の操業区域拡大についてということでお配りしております。

この案件につきましては、昨年度、私ども県の方は熊本県庁に2回赴きまして、色々と熊本県と協議しております。当海区委員の皆様に対しましても、3回説明・報告とさせていただきました。今年度についても、6月7日の委員会の中で経過についてご報告しております。6月7日に報告した後に、資料に書いてます通り、6月27日に熊本県の担当の方が鹿児島県庁に来庁されました。熊本県の水産振興課漁場管理班の石動谷課長補佐、それと郡司掛参事の2人です。八代海における操業区域拡大について、昨年度11月に我々が行った説明に対し、漁場の拡大について反対するのであれば、明確な合理的理由を示して欲しいということで、不知火海区委に対しましても報告をして、海区委の皆さんの意見を伺って欲しいと打診していた件について、回答が整ったとして来庁して説明されましたので、その内容についてご説明いたします。

熊本県の説明の概要については、資料の真ん中点線で囲ってある部分になるのですが、 熊本県としましては、操業区域拡大については「熊本県内の漁業調整、鹿児島・熊本両 県間の漁業調整」、「シラス資源への影響」の2つの観点から、慎重な対応をお願いする とともに、継続した協議を求めるという内容で公文による回答がございました。後ろの 方に参考資料として添付してございます。

その他、熊本県の説明としましては、シラスの漁獲についてはここ数年間は600トン前後で推移しているということで、熊本水研の研究報告について少し説明がありました。

その中で、シラスについては、天草西海からの移入が多く、長嶋海峡、黒瀬戸を通って八代海に移入してくるということで、我々が操業区域を拡大したいと言っている海域については、非常に重要な海域であるという説明がございました。

また、熊本県内でも、バッチ網は稚魚を捕る漁法であり、他の漁業者からの反発もあるということと、いわゆる入会海域でのバッチ網の操業というのは不知火会に入ってくる魚が減るということになり、地元調整が難しいと懸念されるという熊本県の回答でございました。

こちらの方からは、資料の裏面になるのですが、色々とやりとりについて記載してございますが、私たちからは鹿児島海区の方から県と委員を交えた議論の場を設定するように指示を受けているのだということと、県同士の協議ではなかなか進まないので、海区の方から会長をはじめ動いていくというところで、2~3人の委員で熊本県の不知火海区の委員の方と協議する場を設定するということで、指示を受けていることから、是非ともこの協議を行う場を設定していただきたいということを、熊本県に対して要望いたしました。

熊本県の回答としては、委員同士の協議というのは難しいと。それは県として難しいんですか?って話をしたのですけど、県としても難しいということをお話されてました。いずれにしても、持ち帰って熊本県庁内で上席とも協議をして回答したいということでしたので、以上のような状況となっております。説明については以上です。

## ○阿久根議長

ただいま報告という形でした。私どもが前回出した答え、結論について、熊本県からこういう回答がありましたという形で県から報告がありました。これは鹿児島県の決定した事項ではないと思っております。委員の皆様方からご意見、ご質問ございますか。

○重信委員

はい。

○阿久根議長

はい, 重信委員。

#### ○重信委員

他のまき網とか,色々な県知事許可をいただいている方々はそこで操業しているって,確か6月の話では聞いたんですけど。

その中で、なぜバッチ網だけだめなのかって。この理由の中に、今の説明に書いてあったとおりだと稚魚を捕ると。稚魚を捕るけどなんもかんも捕る訳じゃないと思うんですよね。確かに網目は細かいだろうけど。

その中で、今、バッチ網だけだめな理由が僕には分からないんですけど。説明をどうぞ。

## ○阿久根議長

はい,執行部。

## ○村田技術専門員

いわゆる操業拡大を希望している海域においては他の知事許可漁業については入会で 操業されている状況です。

入会で操業されておりますので、我々としてはバッチに関しても、同じ知事許可漁業なので、条件がそろったのであれば、入会で操業させてくださいということを、熊本県に対しては主張しているところです。ただ、この海域というのは県境が確定していない海域ですので、これまで説明してきて、委員さんからもご意見があったように、慎重に対応しないといけない海域だと思っています。

我々だけがいいからといって、そこで許可をするということになると、今度はその県 同士の色々な問題が生じてくるというところがあるので、やはり熊本県の意見、考えを 聴いて、そして、何とかしてできるような状況というのをお互いが考えてやっていかな いといけないというところで、阿久根会長の方で両県の委員会同士でまずは協議してい きましょうかというところで指示を受けているところです。

## ○阿久根議長

ちょっと暫時休憩します。

(休憩)

#### ○阿久根議長

再開します。報告がございましたが、県といたしましても精一杯強い態度で調整しているところです。

また,委員の皆様方の熱い思いも,副会長も皆さんも思いは同じですので,県庁も汲んでくれたと思います。

もう少し時間をいただいて頑張りたいと思いますので、この件につきましては、頑張っていくということで終わりでよろしいですね。

(「はい。」という声あり。)

## ○阿久根議長

はい、じゃあその通りといたします。

## 【その他】

## ○阿久根議長

議題5まできました。今日は長くてすいません。その他です。その他で何かご意見ございますか。

## ないですね。

もう少し真摯な会長なら皆さんにもご迷惑をかけないんですが、何せ漁師ですので、皆さんと共に戦っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これで閉じますが、事務局から何かございますか。

○脇田事務局長

特にございません。

## 【閉会】

○阿久根議長

ないそうです。それでは、これで委員会を閉じます。

○脇田事務局長

ありがとうございました。どうも皆様お疲れ様でした。これをもちまして,本委員会 を終了いたします。

一令和5年8月7日(月)午後4時40分閉会一